

令和元年度第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和元年6月25日(火) 13時55分～15時13分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 4階第1会議室
出席委員 石丸裕子委員、稲井栄子委員、加藤武夫委員、加藤豊委員、近藤泰三委員、
佐藤信行委員、佐藤能博委員、柴田ひとみ委員、嶋内九一委員、中島伸広委員、
長屋亜美委員、夏目交授委員、平岡千昭委員、若尾敏之委員(あいうえお順)
欠席委員 今井裕一委員、名知清仁委員
事務局 柳生芳憲市民健康部長、金子淳険年金課長、
佐久間貴代給付グループリーダー、富田裕司年金国保グループリーダー、
加藤直美収納グループリーダー、日置富佐子総括主査

13時55分開会

部 長 本日は、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。市民健康部長の
柳生と申します。
ただいまから、令和元年度 第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する
協議会を開会いたします。
議事に入ります前に、市長から挨拶をいただきます。

市 長 (挨拶)
部 長 本日の協議会は、定数16人中、14人のご出席をいただいておりますので、「多
治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第8条(出席1/2以上)」
により、この会議が成立したことを報告いたします。
また、6月1日より公益代表(第3号委員)の委員の交代がございましたので、
紹介させていただきます。
協議会会長として多治見市議会議長 嶋内九一さん、
協議会副会長として多治見市議会副議長 若尾敏之さん
多治見市議会厚生環境教育常任委員会委員長 佐藤信行さん
多治見市区長会副会長 加藤武夫さん
お一人ずつの方に委嘱状を交付するのが本来ではありますが、本日は時間の関係で
先に机の上に置かせていただいておりますので、ご了承ください。
次に、本日の会議に出席しております事務局職員を紹介します。
(事務局紹介)
続きまして、多治見市長より嶋内会長に諮問をさせていただきます。

市 長 (諮問書を読み上げ会長へ諮問)
会 長 諮問書をいただきましたので、十分に検討させていただき、答申させていただきます。

部長 市長におかれましては、他の公務のためこれにて退席されますので、よろしくお願
いします。

会長 審議に入る前に、本会議については、多治見市情報公開条例第 23 条の規定によ
り、公開の対象とすることとします。傍聴人は無い旨を事務局から確認しておりま
す。

事務局 本日の議事録署名者に、加藤豊委員及び長屋亜美委員を指名します。よろしくお
願いします。

事務局 それでは、これより諮問された議題に入ります。「議第 1 号 平成 30 年度多治見
市国民健康保険事業特別会計決算（案）」について、事務局から説明をお願いします。
（平成 30 年度の国民健康保険事業特別会計の決算案について、議案と資料に基づ
き説明）

会長 ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。

委員 海外から来ている人の保険はどのようになっているのか。受診の際に医療費をき
ちんと払えているのか。

事務局 就労者であれば社会保険の適用となり、在留資格があれば住民登録をして国保に
加入します。観光などの短期滞在であれば 10 割で受診します。

委員 県病院では翻訳タブレットや電話で対応しています。オリンピックの影響もある
かもしれません。心筋梗塞の治療で分割で医療費を支払ってもらっている例もあり
ます。

委員 薬局では処方箋がないと薬はださないの、保険証のある外国人が対象となりま
す。翻訳用のタブレットを使っています。

委員 歯科では意識のある人が来るので、治療の内容や値段を説明して対応していま
す。うちでもタブレットを使っています。

会長 他に質問はありませんか。

委員 ご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ご
ざいませんか。

会長 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
次に、議第 2 号「令和元年度多治見市国民健康保険料の料率（案）について」を
議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 （令和元年度多治見市国民健康保険料の料率（案）について、議案と資料に基づ
き説明）

会長 ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。

事務局 今年度は保険料が上がるという理解でよいですか。

事務局 平成 30 年度から比較すると納付金の額が 1 億 7 千万円増加しており、一昨年度
決算の余剰金を全額繰り越しても単年度としては赤字となり、値上げせざるを得ま
せん。ただ、制度開始 2 年目であるため県の資金量の見込みもまだ安定しておらず、
令和 6 年の県内保険料率の統一までは多少の乱高下を繰り返す見込みです。

会 長 喜ぶ自治体と怒る自治体があるということか。

事 務 局 今まで個々の自治体で運営していた国保を岐阜県全体で運営していくということは、体力の弱い自治体を救済する目的もあります。岐阜県全体で保険料を収納し給付していくというしくみで、一つの自治体が不利益を被るわけではなく、リスクを分散させていくという考え方です。

委 員 昨年度から国保の財政運営が県に変わったということで変化している。被保険者の減少は資料の推移を見ると顕著で、このように被保険者が減っていくことによる課題はありますか。

事 務 局 後期高齢者医療保険や社会保険への移行、少子化により国保の被保険者は減少の一途をたどっています。しかし、高度な医療や高額な薬により一人当たりの医療費は増加しています。慢性疾患の重症化や医療費の地域格差などにより県内全体の資金量を圧迫していく。当市も基金が9億ほどあるが、災害時の対応ということでその半分は残していくとしても、弾力的に使えるお金が減っていくということは課題です。これをくい止めるために医療費を抑制していく必要があり、医療費の適正化や特定健診の受診率を上げて、保険者努力支援制度や調整交付金を活用して国保の運営を考えていかななくてはなりません。

委 員 国保の被保険者は減少しているが、一人当たりの医療費は増加しているということですね。国保の被保険者でも医療費を使っていない、病院にかかっていないという人が年間どれくらいいますか。

事 務 局 数値を調べることができたら、お調べしてお伝えします。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

ご質問もないようですので、本案については了承したいと思います。ご異議ございませんか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。議題については了承し、これで終わります。次に報告事項として事務局より説明してください。

事 務 局 (特定健診の実施状況について資料により報告)

会 長 報告事項について、ご質問はありませんか。

委 員 疾病予防ということであれば、5年から10年というスパンでの長期フォローアップをしていますか。

事 務 局 必要性は認識していますが、昨年度との比較だけで未着手です。

会 長 保健指導の動機付け支援から翌年に良くなる人も悪くなる人もいるのか。

事 務 局 保健指導の結果について数値の改善がみられる方はありますが、どうしても国保の加入者が60歳代と70歳代が多いので、年齢的なもので健診数値が悪くなることも否めません。

委員 社会保険等から国保に加入すると特定健診は検査項目が少なく感じる。任意で人間ドックを受けた人への補助はないのか。

事務局 被保険者からの保険料で保健事業を実施しており、現在は特定健診の受診率をあげることに費用をかけており、人間ドックの費用助成までは考えていません。

委員 事業所では企業健診が優先されており、特定健診と重なる部分があり、一元化を希望する。

会長 定期的に治療の受診をしている人にとっては、特定健診が必要と思わないのではないか。

事務局 かかりつけ医での血液検査などの結果をご提出いただければ、特定健診を受診したことと同様の扱いをさせていただきます。

委員 健診の検査項目と治療の検査項目は異なる。がんの治療などでは特定の項目のみという場合が多い。

事務局 治療目的の検査とは項目がことなることもあるので、生活習慣病の重症化の予防のためにも特定健診を受けてもらいたいです。

委員 6月から結核健診などが始まっているが、受付で何時間も待つ必要がある。受診者への便宜をもう少し図ってほしい。

委員 禁煙教育や食育のように、若年のうちから自分の健康に留意していくという気づきが必要であり、20歳代 30歳代から健診を受けて自分の体のことを知ってもらう必要があると思う。

会長 他にご質問等はございませんか。

委員 なし。

会長 以上で、提案された議事及び報告等は全て終了しました。
本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとしします。
これをもちまして、本協議会を閉会します。

15時13分閉会

令和元年 6月 25日